

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 五〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五〇
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 五〇
- 都市計画法により公聴会を開催する件 五〇
- 福島県教育委員会教育長 五〇
- 一般競争入札を行う件 五〇
- 福島県収用委員会 五〇
- 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を更正決定した件 五〇

告示

- 一 保安林予定森林の所在場所 田村郡小野町大字和名田字松木橋一の二、一六
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第六百六十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和二年十月六日

- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和二年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所 田村郡小野町大字南田原井字宮ノ前一三五
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第六百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和二年十月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 本宮市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二本松本宮都市計画下水道事業（本宮市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年二月二十二日
- 四 事業施行期間 昭和五十二年二月二十二日から令和七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分

計画事業の変更を認可した件（平成二十七年福島県告示第四百三十七号）の事業地に本宮市荒井字祇園の全部の区域並びに仁井田字山田及び字落合並びに高木字向田の各一部の区域を加える。

同事業地のうち本宮市青田字庄内の全部の区域を削る。

同事業地のうち本宮市本宮字立石、字中台、字戸崎、字白川、字舞台、字葎ヶ入、字弁天、字下台、字柳ノ内及び字欠下、青田字峰崎、字孫市、字花掛及び字ヌカリ、荒井字五百川、字長山、字久保田、字団子森及び字堀仲、仁井田字上山田、字吹上、字五百川及び字一里壇、関下字東原、岩根字小山並びに高木字長畑の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

（下水道課）

公告

公告第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業に伴う工事が完了した旨届出があった。

令和二年十月六日

土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
梁川町土地改良区	砂子堰	令和元年十月十一日	令和二年一月二十日	令和二年九月十五日
		から同月二十六日まで	九日	
		での間の暴風雨及び豪雨による災害		

（農村計画課）

公告第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画及び県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和二年十月六日

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 令和二年十月二十七日（火）午後六時半から
場所 矢吹町文化センター大ホール
- 二 公聴会の案件

福島県知事 内堀雅雄

三 県中都市計画道路及び県南都市計画道路を変更する案

公述人の資格

公述人になることができる者は、県中都市計画区域内又は県南都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、令和二年十月二十日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村、福島県県中建設事務所又は福島県県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県県中建設事務所、福島県県南建設事務所又は郡山市、白河市、須賀川市、鏡石町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公述申出書

令和2年10月6日付け福島県報に登載された「県中都市計画道路及び県南都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和2年 月 日

福島県知事 内堀雅雄

住所

氏名

氏名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格 A列4番の大きさの400字詰め原簿用紙1枚以内に横書きのこと。（都市計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第10号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年10月6日

福島県教育センター所長 渡辺 惣吾

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県教育センター情報教育研修用コンピューターシステム一式（搬入、設置、導入、調整、機器保守、撤去等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和3年2月1日から令和8年1月31日まで
 - (4) 納入場所 福島県教育センター内（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) この公告の日から過去3年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る機器保守、ソフトウェアサポート等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月30日（金）午後5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-0101 福島県福島市瀬上町字五月田16番地
福島県教育センター総務管理部総務管理チーム
電話024-553-3141
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和2年10月6日（火）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年10月15日（木）午後2時 福島県教育センター 132研修室
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年11月20日（金）午後2時 福島県教育センター 132研修室（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年11月18日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し福島県教育センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければなら
ない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育センター所長は、福島
県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福
島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた
場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄する
ことができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for
Fukushima Prefectural Education Centre including its delivery, installation,
implementation, adjustment, maintenance, and removal, etc 1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 20 November 2020
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 November 2020
 - (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Education Centre, 16
Satsukiden, Senoue-machi, Fukushima City, Fukushima 960-0101 Japan TEL
024-553-3141

(総務管理部)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十号

令和二年二月十三日付けで当委員会が行った「一般国道一三二号改築工事（湯野上バイパス・福島県南会津郡下郷町大字高崎字窪尻山内から同町大字合川字三斗蒔地内まで）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」に係る裁決手続開始決定（土地の所在福島県南会津郡下郷町大字澳田字入江端一五番二）において、（亡）星賢伍（持分三分の一）の法定相続人のうち一人の住所に誤りがあつたことが確認されたので、次のとおり更正する。

令和二年十月六日

福島県収用委員会
会長 渡 邊 真 也

氏名	正
佐藤 英春	
六号	福島県会津若松市城東町六番二
	号
	福島県会津若松市表町七番一
	号
	誤